

J P T E Cインストラクターコース規程

第1条 本規程は一般社団法人 J P T E C協議会定款施行規則第7条第2項に基づき J P T E Cインストラクターコース（以下「コース」という。）の実施に際し必要な事項を定める。

第2条 コースは次の項目で構成する。

- (1) J P T E Cについて
 - (2) 指導技法総論
 - (3) 指導技法演習
 - (4) 実技達成度評価実施要領
 - (5) 講義、デモンストレーション、デモンストレーション解説の要領
 - (6) J P T E C ミニコース、J P T E C ファーストレスポonderコースについて
 - (7) Web 会員情報管理システムについて
- 2 前項の学習内容に付加することは妨げない。
 - 3 受講者に事前にコースで使用する教材を提示し、演習の事前準備をさせておくことが望ましい。
 - 4 コースの総時間は6時間以上とする。

第3条 コースの全カリキュラムを修了した者を J P T E Cプレインストラクターに認定し、修了証を交付する。

第4条 コースに指導者、コース運営担当者、コース担当責任医師およびコース世話人を置く。

- 2 指導者は、J P T E Cインストラクターでなければならない。
- 3 3名の受講者に1名以上の指導者を置く。
- 4 コース運営担当者はコース運営全般を担当する。コース運営担当者は1名とし、J P T E Cインストラクターでなければならない。
- 5 コース担当責任医師は、コースでの医学的開催内容の責任者で、修了証に署名する。コース担当責任医師は1名とし、医師の資格を有する J P T E Cインストラクターでなければならない。
- 6 コース世話人は、コースの質を保証する。コース世話人は4名以上とし、

指定地域組織の世話人でなければならない。コースの医学的な質を担保するため、医師の資格を有する世話人を1名以上置かなければならない。

- 7 コース運営担当者、コース担当責任医師およびコース世話人は、指導者を兼ねることができる。
- 8 コース世話人は、コース運営担当者を兼ねることができる。
- 9 医師の資格を有するコース世話人は、コース担当責任医師を兼ねることができる。

第5条 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則30日前までに、JPTECコース開催申請書（様式1）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に申請しなければならない。

- 2 指定地域組織の代表は、申請のあったコースを指定地域組織の議決機関で審議に付す。指定地域組織の代表は審議に際し疑義が生じたときはコース世話人に報告を求めることができる。
- 3 指定地域組織の代表は審議結果をコース世話人へ通知する。
- 4 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則30日後までに、JPTECコース開催結果報告書（様式2）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に結果を報告しなければならない。

附 則

本規程は、平成28年7月1日から施行する。